

ロシア連邦大統領令

若干の外国国家及び国際機関の非友好的行動に関連する燃料エネルギー分野 における特別経済措置の適用について

アメリカ合衆国ならびにこれに加わった外国国家及び国際機関がロシア連邦市民及びロシア法人に対する制限措置を発動するために行った非友好的で国際法に反する行動に関連して、ロシア連邦の国益の保護を目的として、連邦法2006年12月30日付第281-FZ号「特別経済措置及び強制措置について」、同2010年12月28日付第390-FZ号「安全について」及び同2018年6月4日付第127-FZ号「アメリカ合衆国及びその他の外国国家の非友好的行動への対応(対抗)措置」にしたがい、以下を決定する。

1. 若干の外国の法人及び自然人が1994年6月22日に締結された生産物分与方式にもとづくピリトゥン・アストフ石油ガス鉱床及びルニ石油ガス鉱床の開発に関する協定(以下、「協定」)の履行に関連する義務違反の結果として発生した自然及び技術由来の非常事態の発生の脅威、人々の生命及び安全に対する脅威、ロシア連邦の国益及び経済安全保障に対する脅威に鑑みて、当該の外国人とその支配下にある者に対して以下の特別経済措置を適用することを定める:

a) ロシア連邦政府はロシアの有限責任会社を設立し、本令にもとづき、その会社に「サハリンエナジーインベストメントカンパニーLTD.」(以下、「サハリンエナジー」)のすべての権利及び義務を移行する。上記有限責任会社(以下、「会社」)はロシア連邦政府が定める手順にしたがって設立される。会社はその活動を協定にしたがって実施する。ロシア連邦政府は会社の設立者(出資者)ではない;

b) 協定の枠内で形成されたサハリンエナジーの資産はすみやかにロシア連邦に引き渡され(ロシア連邦がその形成のための資金調達義務をしかるべく履行していることを踏まえて)、同時に協定の定める期間これを無償で利用する権利が会社に引き渡される;

c) 本項b)号に定める以外のサハリンエナジーの資産はすみやかに会社の所有に引き渡される;

d) 会社の定款資本金における持分は次に掲げる者に帰属する:

有限責任会社「ガспロムサハリンホールディング」 — 同社に帰属するサハリンエナジー定款資本金中の株式の数に比例して;

会社 — サハリンエナジー定款資本金中のその他の株主に帰属する株式の数に比例して。当該の持分は本令が定めるところの者に引き渡されることになる。会社に帰属する持分がこれらの者に引き渡されるまでの間、その管理はロシア連邦政府が本令にもとづいてこれを行う;

e) 本項d)号第3段落に掲げるサハリンエナジーの株主は、会社の設立から1カ月を期限として、ロシア連邦政府に対して、会社定款資本金中の持分を、サハリンエナジー定款資本金中の自らに帰属する株式の数に比例して引き受けることに合意する旨の通知書を提出するものとする。当該の通知書には、当該のサハリンエナジー株主が相応の数のサハリンエナジー株式に対する権利を有すること立証する文書を添付するものとする;

f) ロシア連邦政府は、本項e)号に掲げる通知書が到着するごとに、3日以内に:

本令e)号にもとづいて提出された文書を検証する；

サハリンエナジー定款資本金中のその者に帰属する株式の数に比例して会社の定款資本金中の持分を当該のサハリンエナジー株主に引き渡す、またはそのような持分の引渡しを拒否する旨の決定を下す；

g)ロシア連邦政府が引き渡す旨の決定を下した持分は、本項f)号第3段落にもとづき下されたその引渡しに関する決定で引渡し先とされている者にすみやかに引き渡され、ロシア連邦政府によるその管理は終了する；

h)会社の定款資本金における持分のうち、本項f)号及びg)号にもとづくサハリンエナジーの株主に対する引渡しがなされなかったものは、ロシア連邦政府がその評価を行い、ロシア連邦政府が定める手順にしたがって、その手順が定める基準に適合するロシア法人に対してこれを売却する。この持分の評価及び売却は、本項f)号第3段落にもとづいて持分の引渡しを拒否する旨の決定が下された日から4カ月以内に、または、持分の引渡しを拒否する旨の決定が下されたのではない場合(本項e)号が定める通知書が提出されなかった、もしくは所定の期限に違反して提出されたことを理由とする場合を含む)には、本項e)号が定める期限が満了した日の翌日から4カ月以内に、ロシア連邦政府がこれを行う；

i)会社の定款資本金における持分のうち、本項f)号及びg)号にもとづくサハリンエナジーの株主に対する引渡しがなされなかったものの売却から得られた金銭は、2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」にしたがって会社が当該のサハリンエナジー株主を名義人として開設した「S」型口座に対して、当該持分の買手が払い込む。サハリンエナジーの株主は、本項j)～l)号が定める手続きが完了するまで当該の金銭を処分することはできない；

j)ロシア連邦政府は、外国の法人(その支店)及び(または)自然人の協定の履行に関連した活動の財務、環境保護、技術及びその他の監査を実施する。その活動が監査の対象となる者の一覧は、ロシア連邦政府によって承認される；

k)ロシア連邦政府は、本項j)号にもとづいて実施した監査の結果にもとづいて、こうむった被害の大きさを確定し、これを補償する義務を負う者を決定する；

l)こうむった被害の価額に等しい額のコピーは、本項k)号により被害を補償する義務を負うとされた外国の法人(その支店)及び(または)自然人との関係を有するサハリンエナジー株主を名義人として開設された「S」型口座から会社宛に振り替えられる。

2. ロシア連邦政府は、サハリンエナジーロシア支店の現在の長または最後に任命された長を会社の経営者に任命し、この者が会社設立の日から会社の単独執行機関選任の日までの間、会社の単独執行機関としての任務を遂行する。サハリンエナジー支店の長が会社経営者への任命に同意しなかった場合、ロシア連邦政府は別の者を会社の経営者に任命する。会社に帰属するすべての持分の所有権が本令の定めるところの者に移行してから10日以内に、会社の出資者総会によって、会社の単独執行機関が選任される。会社の事業活動は協定の条件にもとづいてこれを行う。

3. 会社の経営者は、サハリンエナジー(そのロシア支店及び駐在事務所)のすべての従業員の会社への異動を行うものとする。

4. ロシア連邦政府は会社の設立にあたってその定款を承認する。当該の定款は会社の出資者が会社の新たな定款を承認する日まで効力を有する。会社の出資者は、会社に帰属するすべての持分の所有権が本

令の定めるところの者に移行してから1カ月以内に、会社設立協定書の締結及び新たな会社定款の承認を行う。会社設立協定書及び会社定款は、会社のすべての出資者に、サハリンエナジー株主に帰属するものと同じ権利及び義務を与える。

5. 協定の実施にかかわる権利関係にはロシア連邦の法が適用される。
6. 協定の実施にかかわる権利関係から派生する争議はモスクワ市商事裁判所において解決される。
7. 以下の機関に公式の解説を行う権利を与える：
 - a) ロシア連邦中央銀行 — 本令のうち、「S」型口座の利用にかかわる部分について；
 - b) ロシア連邦政府 — 本令の適用にかかわるその他の諸問題について。
8. 本令はそれが公布された日に発効する。

ロシア連邦大統領

V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年6月30日

第416号